



函 総 行

平成29年11月21日

函館市役所労働組合連合会

中央執行委員長 長谷川 義 樹 様

函館市役所職員労働組合

執行委員長 長谷川 義 樹 様

全水道函館水道労働組合

執行委員長 古 矢 武 士 様

函館市交通労働組合

執行委員長 角 田 晃 教 様

市立函館病院労働組合

執行委員長 松 田 勝 行 様

函館市長 工 藤 壽 樹



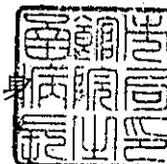
函館市公営企業管理者

企業局長 川 越 英 雄



函館市公営企業管理者

病院局長 吉 川 修 身



人事・給与制度の見直しについて (提案)

人事・給与制度の見直しについて、別紙のとおり提案いたしますので、貴職のご理解とご協力をお願いします。

給与制度の見直しについて

1 給与制度の見直し

提 案 内 容	実施予定時期
(1) 平成29年人事院勧告に基づく給与改定 ・給料表の改定 平均0.2%の引上げ ・期末勤勉手当の支給割合引上げ 年4.3月分から年4.4月分に引上げ，勤勉手当に配分 (再任用職員は，年2.25月から年2.3月)	平成29年 4月1日 平成29年12月1日
(2) 退職手当の見直し ・国における退職給付水準の官民比較の結果を踏まえた法改正に準じ，支給水準の引き下げ（調整率の改正による）	平成30年 1月1日

2 人事制度の見直し

提 案 内 容	実施予定時期
(1) 非常勤職員の育児休業期間の見直し ・非常勤職員が，当該子の1歳到達日において，保育所等における保育の利用を希望し，申込みを行っているが，当面その実施が行われない場合には，現行制度において，当該子が1歳6か月に達する日まで育児休業をすることができるが，1歳6か月到達日後の期間についても，当面その実施が行われない場合には，新たに「当該子が2歳に達する日まで，育児休業をすることができる」こととする。	平成30年 4月1日